

静岡市教育職員の給与に関する条例等の一部改正について

静岡市教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月8日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 静岡市教育職員の給与に関する条例(平成15年静岡市条例第259号)の一部を次のように改正する。

附則第10項中「当分の間」を「平成31年3月31日までの間」に改める。

(静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年静岡市条例第125号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「には」の次に「、平成33年3月31日までの間」を加える。

第3条 静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成28年静岡市条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「当分の間」を「平成33年3月31日までの間」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成33年4月1日から施行する。

(静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

2 静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例(平成15年静岡市条例第260号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とする。

附則第4項から附則第9項までを削り、附則第10項を附則第3項とする。